（出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令の一部改正）

第四条　出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和七年政令第三百四十一号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「第六条第十五項」を「第六条第十七項」に改める。

附　則

この政令は、船員法等の一部を改正する法律の施行の日（令和八年五月十三日）から施行する。

法務大臣　平口　洋
厚生労働大臣　上野賢一郎
国土交通大臣　金子　恭之
内閣総理大臣　高市　早苗

最高裁規則

○最高裁判所規則第七号

企業価値担保権実行手続規則を次のように定める。

令和八年四月二十二日

最高裁判所

企業価値担保権実行手続規則

目次

第一章　総則（第一条―第十一条）
第二章　実行手続開始の申立て（第十二条―第十六条）
第三章　実行手続開始の決定及びこれに伴う効果等
　第一節　実行手続開始の決定（第十七条・第十八条）
　第二節　管財人（第十九条―第二十三条）
　第四章　配当債権
　第一節　劣後債権等の届出（第二十四条―第二十九条）
　第二節　配当債権の調査及び確定（第三十条―第三十八条）
第五章　換価（第三十九条・第四十条）
第六章　配当
　第一節　通則（第四十一条）
　第二節　最後配当（第四十二条―第四十四条）
　第三節　簡易配当（第四十五条・第四十六条）
　第四節　同意配当（第四十七条）
　第五節　中間配当（第四十八条・第四十九条）
第七章　実行手続の終了（第五十条）
第八章　雑則（第五十一条）
附則

第一章　総則

（申立ての方式等）

第一条　実行手続に関する申立て、届出、申出及び裁判所に対する報告は、特別の定めがある場合を除き、書面でしなければならない。

2　前項の規定にかかわらず、裁判所は、実行手続の円滑な進行を図るために必要があると認めるときは、口頭で同項の報告をすることを許可することができる。ただし、第四十一条第一項、第四十二条（第四十六条、第四十七条及び第四十九条において準用する場合を含む。）及び第四十八条第一項の規定による報告については、この限りでない。

3　裁判所は、書面を裁判所に提出した者又は提出しようとする者が当該書面に記録されている情報の内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を有している場合において、必要があると認めるときは、その者に対し、当該電磁的記録に記録された情報を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）であって裁判所の定めるものにより裁判所に提供することを求めることができる。

4　裁判所は、利害関係人の閲覧に供するため必要があると認めるときは、書面を裁判所に提出した者又は提出しようとする者に対し、その写しを提出することを求めることができる。

（申立書の記載事項等）

第二条　実行手続に関する申立書（実行手続開始の申立書を除く。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　当事者の氏名又は名称及び住所並びに法定代理人の氏名及び住所
二　申立ての趣旨

2　前項の申立書には、同項に掲げる事項を記載するほか、次に掲げる事項を記載するものとする。

一　申立てを理由付ける具体的な事実
二　立証を要する事由ごとの証拠
三　申立人又は代理人の郵便番号及び電話番号（ファクシミリの番号を含む。以下「電話番号等」という。）

3　第一項の申立書には、立証を要する事由についての証拠書類の写しを添付するものとする。

4　事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号。以下「法」という。）第百四十四条第一項に規定する配当債権査定申立て又は価額決定の申立て（法第百四十六条第一項に規定する価額決定の申立てをいう。以下同じ。）をする者は、当該申立てをする際、申立書及び証拠書類の写しを相手方に送付しなければならない。

5　裁判所は、必要があると認めるときは、実行手続開始の申立てその他の実行手続に関する申立てをした者に対し、債務者の財産に属する権利で登記又は登録がされたものについての登記事項証明書又は登録原簿に記載されている事項を証明した書面を提出させることができる。

（通知先住所等の情報の裁判所への提供）

第三条　裁判所は、実行手続における通知、送達又は期日の呼出し（以下この項において「通知等」という。）をするため必要があるときは、債務者又は管財人に対し、通知等を受けるべき者の住所（郵便番号を含む。）及び電話番号等その他の通知等の実施に必要な情報の提供を求めることができる。この場合においては、通知等を受けるべき者が自己に関する情報の開示を求める場合を除き、何人も、その提供された情報の開示を求めることができない。

2　前項の規定は、法第百五十七条第四項の規定による意見の聴取をするため必要がある場合について準用する。

（管財人による通知事務等の取扱い）

第四条　裁判所は、実行手続の円滑な進行を図るために必要があるときは、管財人の同意を得て、管財人に書面の送付その他通知に関する事務を取り扱わせることができる。

（通知等を受けるべき場所の届出）

第五条　申立債権を有する者又は劣後債権者（以下この条において「申立債権を有する者等」という。）が書面を送付する方法によってする通知又は期日の呼出し（以下この条において「通知等」という。）を受けるべき場所（日本国内に限る。）を届け出たときは、実行手続において、当該申立債権を有する者等に対して書面を送付する方法によってする通知等は、当該届出に係る場所（当該申立債権を有する者等が第二十六条第一項の規定により通知等を受けるべき場所の変更を届け出た場合にあっては、当該変更後の場所）においてする。